

## 償却資産（固定資産税）申告の手引

固定資産税は、土地や家屋のほかに事業用資産（償却資産）についても課税の対象となります。 儻却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について、その資産が所在する市町村に申告する義務があります。 つきましては、下記のとおり期限まで申告くださいますようお願ひいたします。

### 1 申告書の提出期限と提出方法

#### （1）提出期限 令和8年1月30日（金）

※ 窓口は大変混雑しますので、「eLTAX」（地方税ポータルシステム）による電子申告への切り替えをぜひ御検討ください。

窓口・郵送での提出はお早めにお願いします。

#### （2）提出方法（次の①～③のいずれかの方法により御提出をお願いします。）

##### ① 窓口での提出（次の2か所のいずれかに御提出ください。）

- ・庄内町役場 A棟 1階 税務町民課 資産税係
- ・立川総合支所 総合支所係

##### ② 郵送での提出

送付先 〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132番地1

庄内町役場税務町民課資産税係 宛

※ 申告書の控えの返送を御希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※ 返信用封筒には9ページの「宛名ラベル」を御利用ください。

##### ③ 電子申告（「eLTAX」エルタックス）での提出

eLTAXとは「地方税ポータルシステム」の呼称で、インターネットを利用した電子申請を行うことができます。（※詳しくは、下部の説明を御覧ください。）

#### eLTAX（地方税ポータルシステム）による電子申告について

##### 特徴

- 1 自宅やオフィスなどからインターネット経由で申告手続きを行うことができます。
- 2 電子申告の専用ソフト「PCdesk」をダウンロードするだけで、スムーズに申告書が作成できます。

※eLTAX対応の市販の税務・会計ソフトウェアで作成した申告データ等も利用できます。

電子申告の申告データ等の作成に係る具体的な操作方法等は下記を御覧ください。

- ① eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>
- ② 「よくあるご質問」：<https://eltax.custhelp.com/>



### (3) 留意事項

- ① 申告書には個人番号（マイナンバー）または法人番号の記載が必要です。提出の際には、本人確認をさせていただきますので、以下の本人確認資料等を御提出ください。

なお、電子申告または法人番号を記載した申告書の場合は、本人確認資料等の提出は不要です。

本人確認資料	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真付き身分証明書等
番号確認資料	マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等

※ 代理人による提出の場合は、上記に加え「代理権確認資料（委任状、税務代理権限証書等）」及び「代理人の本人確認資料（上記「本人確認資料と同じ」）を確認させていただきます。

※ 郵送による提出の場合も各種資料の写しを必ず添付してください。

- ② 提出先で申告書等のコピーが必要な場合は有料となりますので御了承ください。

## 2 償却資産とは

### (1) 申告が必要な資産

令和8年1月1日現在、事業の用に供することができる資産です。

なお、以下の資産も申告が必要ですのでご注意ください。

- ① 使用可能な期間が1年未満または取得価額が20万円未満であっても個別に減価償却をしているもの
- ② 償却済資産（耐用年数が経過した資産）や簿外資産
- ③ 福利厚生の用に供するもの（社宅、宿舎、寮等の器具備品、構築物等）
- ④ 建設仮勘定で経理されている資産（完成部分のみ）
- ⑤ 遊休資産または未稼働資産
- ⑥ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却をしているもの  
(例) 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産
- ⑦ 平成27年1月1日以降に取得した美術品等で、取得価額が1点100万円未満であるもの  
(時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。)
- ⑧ 平成27年1月1日より前に取得した美術品等で、税務会計上、減価償却資産へ変更したもの
- ⑨ リース資産（契約の内容により、資産を貸している人（又は会社）が申告する場合と、資産を借りて事業に使用している人（又は会社）が申告する場合があります。）

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
賃貸借契約によるリース資産 (賃貸期間が自由に選択できる、期間満了と同時に資産は回収、など)	× (申告不要)	○ (資産の所在する市町村へ申告)
実際の売買にあたるようなリース資産 (所有権留保付割賦販売等、リース後に資産が使用者の所有物となるような場合)	○ (自己の資産として申告が必要)	× (申告不要)

※①、⑥については3ページ<参考>も御参照ください。

## (2) 申告の必要がない資産

次の資産は、償却資産の課税対象に該当しないため申告の必要はありません。

- ① 土地、建物（家屋として課税されるもの）
- ② 使用可能期間が1年未満または取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金算入されたもの
- ③ 取得価額が20万円未満の資産で税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ④ 平成20年4月1日以降に取得し、売買扱いとするファイナンス・リース取引に係るリース資産で、取得価額が20万円未満のもの
- ⑤ 自動車税または軽自動車税の課税対象になり得るもの  
(例) 小型特殊自動車に分類されるフォークリフト等
- ⑥ 無形固定資産  
(例) 特許権、電話加入権、営業権、ソフトウェア等
- ⑦ 繰延資産  
(例) 開発費、試験研究費等
- ⑧ 美術品等で歴史的価値若しくは希少価値を有し代替性のないものまたは取得価額が1点100万円以上であるもの（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く。）
- ⑨ 牛、馬、果樹、その他の生物（観賞用、興行用等は除く。）

※②、③、④については本ページ＜参考＞も御参照ください。

### ＜参考＞ 少額の減価償却資産の取扱いについて

#### 申告対象外

- 1 【P.3申告不要②】取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- 2 【P.3申告不要③】取得価額20万円未満の資産のうち一括償却資産の3年償却したもの
- 3 【P.3申告不要④】法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（ファイナンス・リース取引に係るリース資産）で取得価額20万円未満のもの

#### 申告対象

- 4 【P.2申告要⑥】租税特別措置法を適用して損金算入した資産
- 5 【P.2申告要①】個別に償却をしている資産

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
1 一時に損金算入※1※2	申告対象外			
2 3年一括償却 ※1	申告対象外			
3 リース資産	申告対象外		申告対象	
4 中小企業特例 ※1		申告対象		
5 個別減価償却		申告対象		

※1 令和4年1月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるもの）を除く。の用に供する資産は、当該償却方法の対象外です。

※2 個人の場合は、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産（令和4年4月1日以降に取得した貸付（主要な事業として行われるもの）を除く。）の用に供する資産を除く。は必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。  
(所得税法施行令第138条第1項)

#### 御注意ください

虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、正当な理由がなく申告をされなかった場合は、地方税法第386条及び庄内町税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあります。

### 3 償却資産の種類と具体例

#### (1) 資産の種類ごとの主な償却資産

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構築物	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等 建物付属設備 1 建物の所有者が取り付けた建物付属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、屋外給排水・ガス引込み設備、浄化槽等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定付帯設備といいます。）
第2種	機械及び装置	工作機械・印刷機械・農業機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車等
第3種	船舶	漁船、ボート等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車両及び運搬具	道路運送車両法に規定する大型特殊自動車（大型のフォークリフト、除雪作業車等） <u>※自動車税(種別割)、軽自動車税(種別割)の対象になる自動車は除きます。</u>

#### ☆ 「特殊自動車」について

特殊自動車は小型と大型に分類され、下記の要件によって軽自動車税(種別割)または償却資産の申告が必要となります。

##### 1 農耕作業用自動車（トラクター、コンバイン等）

① 最高速度が時速35km未満（※車両の大きさに制限はありません。）

（小型特殊自動車） ⇒ 軽自動車税(種別割)の申告

※最高速度が時速35キロメートル未満のトラクタにけん引される農耕作業用トレーラも該当となります。

② 最高速度が時速35km以上（大型特殊自動車） ⇒ 償却資産の申告

##### 2 その他の特殊自動車（フォークリフト等）

① 小型特殊自動車(下記の要件すべてに該当)

車両の長さ(4.7m以下)・幅(1.7m以下)  
高さ(2.8m以下)・最高速度(時速15km以下)

⇒ 軽自動車税(種別割)の申告

※公道を走らない場合でも軽自動車税の対象となります。

② (大型特殊自動車) (上記①以外) ⇒ 償却資産の申告

第6種	工具、器具及び備品	机、椅子、電話機、陳列ケース、テレビ、応接セット、パソコン、プリンター、エアコン、金庫、立看板、自動販売機、冷蔵庫、理美容機器、カーテン、ロッカー、切削工具、測定工具等
-----	-----------	--

## (2) 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の内容
共通	路面舗装(10又は15)、門・塀(金属造10・コンクリート造15)、屋外給排水ガス設備(15)、事務机(15)、事務椅子(15)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、応接セット(8)、タイムレコーダー(5)、コピー機(5)、壁掛け型ルームエアコン(6)、レジスター(5)、パーソナルコンピュータ(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、金庫(20)、そで看板(10)、立看板(3)、歩行型除雪機(10)等
小売業・飲食業	テーブル(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、冷蔵庫(6)、陳列ケース・棚(6又は8)、テレビ(5)、カラオケ(5)等
理・美容業	理・美容椅子(5)、洗面設備(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、ドライヤー(5)、消毒殺菌器(5)、湯沸かし器(6)等
加工業・修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)等
不動産貸付業	路面舗装(10又は15)、門・塀(金属造10・コンクリート造15)、緑化施設(20)、街路灯(10)、自転車置場(10)等
売電業	太陽光発電設備(17)等
農業・畜産業	ビニールハウス・パイプハウス(10)、乾燥機(7)、草刈機(7)、代掻きハロー(7)、管理機(7)、肥料散布機(7)、搾乳機(7)、歩行型除雪機(10)等

※( )内の数字は主な耐用年数です。

## 4 国税との比較

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	<b>賦課期日（1月1日）</b>	事業年度
減価償却の方法	<b>定率法（国税上の旧定率法）</b> ※ 固定資産評価基準に定められた減価率を用いる。	定率法、定額法の選択制（建物は定額法のみ）
前年中の新規取得資産	<b>半年償却（1/2）</b>	月割償却
圧縮記帳の制度	<b>認められません</b> ※	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	<b>取得価額の100分の5</b>	備忘価額（1円）
改良費（資本的支出）	<b>区分評価（改良を加えた資産と改良費を区分して評価）</b>	原則区分評価

※ 圧縮記帳の制度は認められていませんので、補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

## 5 償却資産の課税

### (1) 評価額

固定資産評価基準に基づき、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとにし  
て、資産一品ごとに次の計算式により算出します。

＜前年中に取得したもの＞

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \{1 - (\text{減価率} / 2)\}$$

↓ 次ページの減価残存率表のA

＜前年よりも前に取得したもの＞

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

↓ 次ページの減価残存率表のB

減価率 … 固定資産評価基準別表15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定されています。

(次ページの減価残存率表を参照ください。)

### (2) 課税標準額及び税額

資産一品ごとに算出した評価額の合計を課税標準額（千円未満切捨て）として、  
次の計算式により固定資産税額（百円未満切捨て）を算出します。

$$\text{「固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)} \text{」}$$

#### ※課税標準の特例について

地方税法349条の3、本法附則第15条等の規定に基づき、課税標準の特例が適用され固定  
資産税が軽減される場合があります。該当資産がある場合には、特例該当資産であること  
を証明する資料を申告書に添付してください。(ガス事業用資産、公共の危害防止用施設、  
再生可能エネルギー発電設備、中小事業者等が取得した先端設備等)

#### ※過疎地域における課税免除について

「庄内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」に基づき、一定額以上の  
の償却設備（機械及び装置）を取得した方について、課税免除が3か年受けられます。

- ・要件 庄内町内で事業（※）を営み、青色申告書を提出する個人事業主または法人  
(※) 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、又は旅館業（下宿営業を除く。）  
詳細につきましては、税務町民課資産税係までお問い合わせください。

### (3) 免税点

償却資産の免税点は150万円です。課税標準額の合計額が150万円未満の場合は、  
課税されません。ただし、事業の用に供する資産である限り申告は必要です。

### (4) 納 期

5月、7月、12月、2月の年4回です。

減価残存率表

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率r	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率			
		前年中取得のものA	前年前取得のものB		前年中取得のものA	前年前取得のものB		前年中取得のものA	前年前取得のものB		
2	0.684	0.658	0.316	33	0.067	0.966	0.933	64	0.035	0.982	0.965
3	0.536	0.732	0.464	34	0.066	0.967	0.934	65	0.035	0.982	0.965
4	0.438	0.781	0.562	35	0.064	0.968	0.936	66	0.034	0.983	0.966
5	0.369	0.815	0.631	36	0.062	0.969	0.938	67	0.034	0.983	0.966
6	0.319	0.840	0.681	37	0.060	0.970	0.940	68	0.033	0.983	0.967
7	0.280	0.860	0.720	38	0.059	0.970	0.941	69	0.033	0.983	0.967
8	0.250	0.875	0.750	39	0.057	0.971	0.943	70	0.032	0.984	0.968
9	0.226	0.887	0.774	40	0.056	0.972	0.944	71	0.032	0.984	0.968
10	0.206	0.897	0.794	41	0.055	0.972	0.945	72	0.032	0.984	0.968
11	0.189	0.905	0.811	42	0.053	0.973	0.947	73	0.031	0.984	0.969
12	0.175	0.912	0.825	43	0.052	0.974	0.948	74	0.031	0.984	0.969
13	0.162	0.919	0.838	44	0.051	0.974	0.949	75	0.030	0.985	0.970
14	0.152	0.924	0.848	45	0.050	0.975	0.950	76	0.030	0.985	0.970
15	0.142	0.929	0.858	46	0.049	0.975	0.951	77	0.030	0.985	0.970
16	0.134	0.933	0.866	47	0.048	0.976	0.952	78	0.029	0.985	0.971
17	0.127	0.936	0.873	48	0.047	0.976	0.953	79	0.029	0.985	0.971
18	0.120	0.940	0.880	49	0.046	0.977	0.954	80	0.028	0.986	0.972
19	0.114	0.943	0.886	50	0.045	0.977	0.955	81	0.028	0.986	0.972
20	0.109	0.945	0.891	51	0.044	0.978	0.956	82	0.028	0.986	0.972
21	0.104	0.948	0.896	52	0.043	0.978	0.957	83	0.027	0.986	0.973
22	0.099	0.950	0.901	53	0.043	0.978	0.957	84	0.027	0.986	0.973
23	0.095	0.952	0.905	54	0.042	0.979	0.958	85	0.026	0.987	0.974
24	0.092	0.954	0.908	55	0.041	0.979	0.959	86	0.026	0.987	0.974
25	0.088	0.956	0.912	56	0.040	0.980	0.960	87	0.026	0.987	0.974
26	0.085	0.957	0.915	57	0.040	0.980	0.960	88	0.026	0.987	0.974
27	0.082	0.959	0.918	58	0.039	0.980	0.961	89	0.026	0.987	0.974
28	0.079	0.960	0.921	59	0.038	0.981	0.962	90	0.025	0.987	0.975
29	0.076	0.962	0.924	60	0.038	0.981	0.962	91	0.025	0.987	0.975
30	0.074	0.963	0.926	61	0.037	0.981	0.963	92	0.025	0.987	0.975
31	0.072	0.964	0.928	62	0.036	0.982	0.964	93	0.025	0.987	0.975
32	0.069	0.965	0.931	63	0.036	0.982	0.964	94	0.024	0.988	0.976

A =  $1 - r^{1/2}$  『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成  
B =  $1 - r$

(例) パソコン1台あたりの評価額

取得年月 令和6年5月、取得価額 200,000円、耐用年数 4年

$$\begin{aligned}
\text{◆令和7年度評価額} &= \text{取得価額} \times \text{半年分の減価残存率 (前年中取得)} \\
&= 200,000 \text{円} \times 0.781 \\
&= 156,200 \text{円}
\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
\text{◆令和8年度評価額} &= \text{前年度評価額} \times \text{1年分の減価残存率 (前年前取得)} \\
&= 156,200 \text{円} \times 0.562 \\
&= 87,784 \text{円}
\end{aligned}$$

以降、評価額は毎年同様の方法で減価し、取得価額の5%（例の場合は10,000円）からは減価しません。

## 《記入例》

提出年月日を記入してください。  
氏名、ふりがなを記入してください。  
法人の場合は法人名、代表者名(ふりがな必須)を記入してください。

個人の場合は左側を1文字空けて記入してください。

受付印

令和8年1月6日	庄内町長
庄内町余目字町132番地1	999-7781

令和8年1月6年度  
償却資産申告書(償却資産課税台帳)

「農業」「建築業」など  
業種を記入してください。

第二十号様式  
「提出用」

提出用

中古の場合は、経過年数が  
わかるように記入してください。

法定耐用年数を記入してください。

前年度の資産(年申告分)  
令和8年1月現在

明治:1  
大正:2  
昭和:3  
平成:4  
令和:5

(所有者番号 : )

所有者名  
庄内 太郎

1ページ

償却資産一覧表									
資産番号	資産の名称・規格・型式	数量	取得年月	耐用年数	取 得 価 额	特例 非課税	資産番号	種類	資産の名称・規格・型式
1	乾燥機	1	3	63	10	7	2,000,000	2.000,000	2.000,000
2	播種機(2年経過の中古)	1	4	18	7	5	500,000		
3	草刈機	1	4	19	4	7	250,000		
4	ビニールハウス	2	4	22	10	10	2,000,000	2,000,000	2,000,000
5	ハウスコン	1	4	24	4	4	200,000		
6	除雪機(歩行型)	1	5	5	2	10	800,000		
7	管理機	1	5	5	7	7	200,000		
8									
9	構築物:1 機械及び装置:2								
10	船舶:3 航空機:4								
11	車両及び運搬具:5								
12	工具、器具及び備品:6								
13									

資産番号	資産の名称・規格・型式	数量	取得年月	耐用年数	取 得 価 额	特例 非課税	資産番号	種類	資産の名称・規格・型式
1	乾燥機	1	3	63	10	7	2,000,000	2.000,000	2.000,000
2	播種機(2年経過の中古)	1	4	18	7	5	500,000		
3	草刈機	1	4	19	4	7	250,000		
4	ビニールハウス	2	4	22	10	10	2,000,000	2,000,000	2,000,000
5	ハウスコン	1	4	24	4	4	200,000		
6	除雪機(歩行型)	1	5	5	2	10	800,000		
7	管理機	1	5	5	7	7	200,000		
8									
9	構築物:1 機械及び装置:2								
10	船舶:3 航空機:4								
11	車両及び運搬具:5								
12	工具、器具及び備品:6								
13									

※令和8年1月1日現在、庄内町に所在する資産について、資産の種類、名称、数量、取得時期、耐用年数、取得価額(消費税、補助金などを含めた総額)について確認の上、新規に取得されたものを記入してください。

なお、資産に変更がない場合は提出してください。

9	構築物:1 機械及び装置:2
10	船舶:3 航空機:4
11	車両及び運搬具:5
12	工具、器具及び備品:6
13	

宛名ラベル

切り取って封筒に貼り付けて御利用ください。

〒999-7781

山形県東田川郡庄内町余田字町132番地1

庄内町役場

税務町民課 資産税係 行

高さ  
2.80m以下

1	乾燥機	7	2	防除機	7
2	ハーベスター	7	2	管理機	7
2	スピードスレーブ	7	2	肥料散布機	7
2	ベルトコンベア	7	2	育苗機	7
2	キャリア	7	2	及び	7
2	冷蔵車(保冷庫)	7	2	搬重機	7
2	装	2	2	床下入機	7
2	冷蔵庫(保冷庫)	7	2	土詰機	7
2	ライスマスター(飼育機)	7	2	置	7
2	ラック(レーダー選別機)	7	2	動力噴霧器	7
2	砂土機	7	2	代通俗	7
2	堆肥機	7	5	クリフト	4
2	除雪機	7	6	ハウス(ヒニール・ハイ)	10
2	除雪機(ラクタ連結型)	7	6	ハゾンコン	4
2	除雪機(歩行型)	7	6	除雪機(歩行型)	10

長さ  
4.70m以下

幅  
1.70m以下

上記のすべてに該当し、最高速度が時速15km  
以下の農業用、小型特殊自動車です。

農耕作業用、最高速度が時速35km未満のもの  
であれば、大きさにかかわらず小型特殊自動車と  
なります。

※最高速度が時速35km未満のトラクタも該当となります。

→ いすれも~~自動車税~~自動車税(種別割)の対象となります。

上記のすべてに該当し、最高速度が時速15km  
以下の農業用、小型特殊自動車です。

農耕作業用、最高速度が時速35km未満のもの  
であれば、大きさにかかわらず小型特殊自動車と  
なります。

※最高速度が時速35km未満のトラクタも該当となります。

→ いすれも~~自動車税~~自動車税(種別割)の対象となります。

大型特殊自動車のみ。

→ ~~小型特殊自動車は~~自動車税(種別割)の対象となります。